



令和 5年 7月 7日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党

代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和5年 6月29日 (木)

2 参加者氏名

古内 秀宣	柴田 文子	野沢 聖子	

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
神奈川県藤沢市 秋葉台公園	「インクルーシブな遊具を導入した、誰もが遊び楽しめる広場」

4 概要

別添のとおり

インクルーシブな遊具を導入した、誰もが遊び楽しめる広場について

視察研修結果報告

- 1 日 時 令和5年6月29日(木) 10:00～11:30
- 2 行 先 神奈川県藤沢市秋葉台公園
- 3 内 容 インクルーシブな遊具を導入した、誰もが遊び楽しめる広場について
- 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について神奈川県藤沢市秋葉台公園を訪問し、インクルーシブな遊具を導入した、誰もが遊び楽しめる広場についての視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

(1) 藤沢市について

○藤沢市の概要

- ・ 神奈川県 of 東南部に位置する市。湘南地域の最東端に位置し、横浜地域及び横須賀三浦地域に隣接する。昭和15年(1940年)市制を施行し藤沢市となり、昭和30年(1955年)に現在の市域となる。

- ・ 人口：444,053人(令和5年6月1日現在)

○秋葉台公園の主な施設について

- ・ 有料施設—秋葉台文化体育館(メイン・サブ)、武道場、トレーニングルーム、弓道場、屋内・屋外プール、球技場、サウナ、駐車場
- ・ 無料施設—秋葉台広場、スケートボード広場

(2) インクルーシブな遊具を導入した、誰もが遊び楽しめる広場について

ア インクルーシブ遊具の紹介

・ 複合遊具



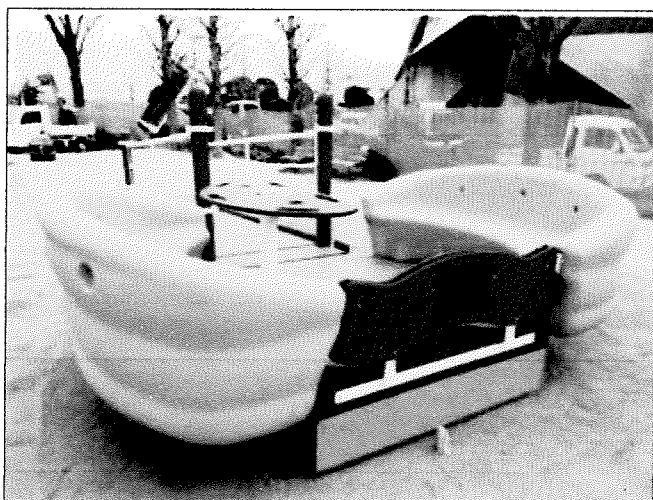
車いすのままアクセスできるスロープや、車いすからの移乗ポイントを設定したアクセスシブルな構成。難度のある動線やクールダウンポイントを設けるなど、多様な子が一緒に楽しめる遊具。

・回転系遊具

車いすからの移乗も可能な設計の複数人乗りの回転遊具。高さに変化があり、高い部分は外周で回す子どもの手がかかり、体幹が弱い子も安心して座れるハイバック席になっている。



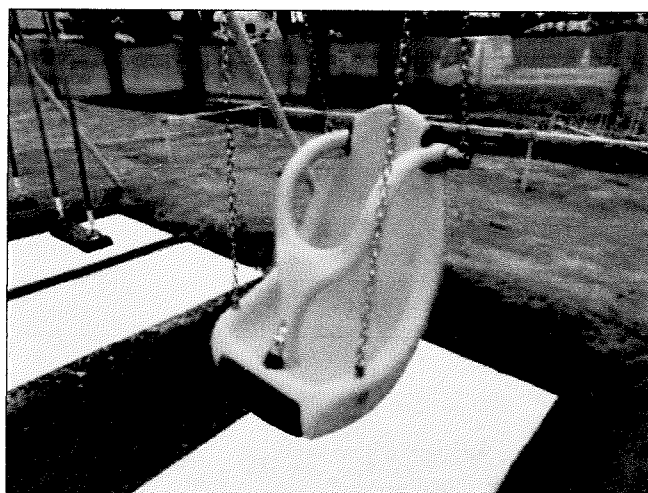
・スイング系遊具



複数人で乗れるスライド式の遊具。スロープ付で車いすのまま乗れ、車いすの人も遊具を揺らす役が出来る。

・ブランコ

体幹を保持する大型バスケットシートが設置されたブランコ。ハーネスでしっかり体を固定するので、体幹が弱い子でも安心して乗ることができる。



イ インクルーシブ遊具を導入した経緯

- ・令和2年2月市議会定例会での鈴木市長の「令和2年度施政方針」で、今後4年間の市政運営のテーマの一つとして「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち＝インクルーシブ藤沢」が掲げられた。
- ・市の公園施設長寿命化計画に基づき、令和2年度の計画に秋葉台公園の遊具更新が含まれており、既存の複合遊具がバリアフリー対応であったことや、身障者対応の駐車スペースが確保できることから、施政方針のテーマの一環と判断し整備が行われ、令和3年3月にオープンとなった。

ウ 事業費

- ・秋葉台公園設計金額：39,325,000円、請負金額：34,530,000円
- ・維持管理に関する費用は通常の遊具と同様の点検を行っており、インクルーシブ遊具としての特別な点検は行っていない。

エ 場所の選定理由

- ・上記記載の他に、第一駐車場等から遊具広場への移動動線がバリアフリー化されていることなど、利用における各種条件が概ね整っていたため、秋葉台公園にインクルーシブ遊具・広場を整備することになった。
- ・公園の管理人が常駐していることも選定理由にあった。

オ 事業を進める上での課題及び解決策

- ・インクルーシブ広場の整備に当たり、国及び神奈川県の実備方針やガイドラインが策定されていないため、遊具導入に際してはどのような基準で整備をしていくか等が課題となった。
- ・整備においては一般的な遊具整備の基準を用い、広場全体については、特に全方向への平坦性に配慮して整備を行った。

カ 駐車場の運営における問題や課題

- ・現在は、秋葉台公園の指定管理者及び公園課により管理を行っているが、施設の老朽化も進んでおり、今後は駐車場に特化した民間活力の活用など、より効果的な駐車場の活用も視野に入れた検討が必要と考えている。

キ 利用者の声（令和4年度アンケート調査実施）

- ・今まで乗ることができなかったブランコに乗ることができた。
- ・遊具にスロープが付いているので歩行器のまま利用できる。
- ・友達は体が不自由だけど一緒に遊べて楽しかった。
- ・協力して動かす遊具で、コミュニケーションが生まれるのが良かった。
- ・1、2歳児でも楽しめて、児童・生徒と一緒に遊べる。など。

ク 今後の事業（整備）予定

- ・令和3年3月のインクルーシブ遊具・広場の整備以降、公園利用者の要望等から第3駐車場から遊具広場へのアクセスのバリアフリー化、回転系遊具周囲のゴムチップ舗装化、遊具の使用方法及びインクルーシブ広場に対する市の理念を記載した看板の設置など整備を行ってきた。今後はアンケート等により求められる広場について意見・要望等を把握し必要な整備を検討していく。

5 所感

「誰もが遊べて楽しめる公園＝インクルーシブ公園」は、近年東京都、千葉県、そして埼玉県でも整備され始めたが、その先駆けとしての神奈川県藤沢市の取組は、視察の予約の取りにくさからも注目の高さが窺える。今回ようやく視察研修が実現し、秋葉台公園で遊具を見たり、実際に乗ってその魅力を実感することができた。

秋葉台公園にインクルーシブ遊具が整備された経緯を伺って一番感心したのは、市長が示した市政運営の共通テーマである「サステイナブル藤沢」「スマート藤沢」「インクルーシブ藤沢」が示された時期と、秋葉台公園の遊具更新のタイミングが合致したことにより整備計画が進んだことである。市政運営には「誰一人取り残さない」との思いと多様な生き方・考え方を認め合うまちづくりを明記しているが、それを具体的に推進することは容易ではない。しかし藤沢市は、コロナ禍で制限もあり先進的取組ゆえに様々な課題がある中、それらを乗り越えて翌年3月にインクルーシブ公園をオープンさせている。さらに利用者の要望に応え整備を重ねてきた結果、秋葉台公園に設置された遊具で、実際に遊んだ子ども達や保護者からの声（アンケート）を聞くと「誰もが遊べて楽しめる公園」になっていることが分かるし、実際に遊具に乗った際に、配慮が施された遊具でありながら、誰が遊んでも安全で楽しい遊具だと実感することができた。アンケートには記載していないが「自分も公園で遊んでいいんだと思った」との声があったことを職員から紹介され「誰一人取り残さない」とはこういう取組のことだと深く認識することができた。視察当日も親子連れが楽しそうに遊んでいて、微笑ましい光景だった。多くの感動と学びを得ることができた視察研修となった。

本市では現在「北坂戸地区まち・くらし再生事業基本計画」の中で公園整備も計画されている。本市においても「誰もが遊べて楽しめる公園＝インクルーシブ公園」が整備されるよう注視し「誰一人取り残さない」まちづくりをめざし、今回の視察研修を今後の取組に活かして参りたい。



様式第2号

令和5年11月7日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党
代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分
2 参加者氏名

古内秀宣	藤野 登	柴田文子	野沢聖子

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議会のコンプライアンスについて」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「議会のコンプライアンスについて」

(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議会としてのコンプライアンスについて

ア 意義

- ・コンプライアンスとは、狭義では地方自治法、会議規則、委員会条例等の議会に関する法令順守のこと
- ・広義では、法令順守だけでなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範に従い、公正・公平に業務をおこなうことであり、法令違反とは言えない政治倫理等の分野にまで及ぶこと

イ 法令等への違反の対応

- ・法令に反する行動とは、地方自治法、委員会条例、会議規則違反することで、必要に応じ懲罰を科す。
その他の法律違反は個々の法律ごとの罰則（ex 公職選挙法）で対応
- ・法令以外のものに反する対応は、先例、慣例、議会運営委員会の申し合わせ事項により事実上の辞職勧告決議等で対応（政治倫理違反に近い）

ウ 先例等の順守

地方議会にかかる権限等を規定した法律として、憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則などがあるが、法律だけでは円滑な議会運営をすることができないため、法律の隙間を埋めるための先例や申し合わせが必要。

- ・先例とは、議会における慣行を当該議会の規範として認知したものをいう。
- ・申し合わせとは、議会運営委員会等において議会運営等について遵守すべき事項を決めたものをいう。（ex 質問時間）
- ・多様な事案に適切に対処し議会の運営を円滑に行うためには、法律等だけでは十分でないため、隙間を埋めるものが必要

エ 先例等の効力と取扱い

先例等は絶対的なものではないため、改選後最初の全員協議会等で確認し、必要に

応じて改正し全会一致により運用することが適当である。

- ・先例等には法的効力はないので、先例等に違反することが直ちに違法になるとは限らない。
- ・議会において事例が積み重ねられ、慣行となり、尊重されるので事実上法令等に準じる効力を持つ。

(2) 議員が守るべき政治倫理について

議員は住民の直接選挙で選ばれた負託を受けた選良であり、良識や常識を持ち合わせているという前提が法律上想定されている（性善説）。

ア 意義

- ・倫理とは、強制力を伴う法規範に対して、内心の道德規範をいう。
- ・政治倫理は、政治にかかわる者の行為規範であり、道德よりむしろ法規範に近い問題のこと
- ・行政倫理は、一般職の公務員に対する社会の期待や信頼に応える行動規範をいう。

イ SNS 等による議会外での不適切な行動への対応

- ・2021 年 1 2 月の奈良県議会議員 SNS 個人情報漏洩や 2021 年日高市議会の SNS の発信による辞職勧告決議が行われた問題などがある。

(3) 議員の発言権について

ア 発言自由の原則

- ・発言自由の原則とは、議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できることをいう。
- ・会議原則は、会議運営の積み重ねによって生じた共通のルール

イ 発言自由の原則の制約

- ・地方自治法 132 条—普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。
- ・標準市議会会議規則 151 条—議員は議会の品位を重んじなければならない。

ウ 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

- ・浦添市議会における市長の弟が指定管理者になることの是非について、道義的にどうなのかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい（理論）。
- ・実務の観点では、発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などの様々な状況が絡み合って、議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となり、法的には問題ないこととなる。

エ 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

- ・国会議員は、憲法 51 条で免責特権がある。
- ・地方議員は、憲法・地方自治法ともに規定なし
- ・刑法における責任には、名誉毀損罪と侮辱罪がある。

- ・民法における責任には、民法709条に記されている金銭による損害賠償の支払や新聞広告等による謝罪広告などがある。ただし、善意・無過失の場合は損害賠償を請求することができない。

(4) 質問等における不穏当発言の取り扱いについて

ア 不穏当発言・不規則発言とは

- ・不穏当発言とは、良識を有する者が発言しない発言
- ・不規則発言とは、議長の許可に基づかない発言

イ 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

ウ 不規則発言

- ・黙認される不規則発言は、議会の審議を活性化する相づちや掛け声等による野次は場合によってはその効用からある程度黙認される。
- ・問題となる不規則発言とは、明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない。

エ 不穏当発言の該当基準

- ①無礼な発言—議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉
- ②他人の私生活にわたる発言—議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許されず、また公の問題を論じていても、その発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言されることを許さない。
- ③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
- ④基本的人権を侵害する発言（LGBT等）

オ 発言の引用に当たっての留意

- ①新聞や雑誌等の記事を引用して発言する場合、事実に基づいた発言となり法的には問題なし
- ②うわさや流説などの根拠が不明確な事項を引用する場合は、事実に基づかないため問題である。

カ 発言の取消し・訂正

発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

- ・発言の取消しとは、発言の趣旨の変更を伴うものをいう（議会の許可が必要）。
- ・発言の訂正とは、原稿の読み間違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいう（議長の許可で足りる）。

キ 発言取消し方法

- ② 発言者自身による発言の取消し

- ②議長の秩序維持権による取消し命令又は取消し保留の宣告（前段として発言取消

しを申し出るかどうかの勧告が適当) ただし、議員等の指摘により議会運営委員会に該当発言が不穏当かどうか諮問して答申に従い措置する。

- ③他の議員による発言取消しを要求する動議によるもの(可決されると出席議員の過半数以上が不穏当発言として認識し、取り消すことを求めていることとなるため、議長が何ら対応をしないと議長の責任を問われる可能性がある)

ク 議長・委員長の不穏当発言に対する対応手法

- ①議事運営における対応—発言の取消しにより対応
②会議録における取り扱い—配布用会議録に記載する必要はない(市民に向けた会議録は取り消されるが、原本には残る)。
③秩序違反としての対応—侮辱に対する処分要求又は懲罰による対応

ケ 発言取消し命令が行える期間

議長による発言取消し命令は不穏当発言が行われた会議当日だけでなく、会期中であれば可能

コ 議長による発言取消し命令の効力

- ・地方自治法 129 条における議長の発言取消し命令は、議員による不穏当発言を取り消すことを命令することであり、当該命令により発言が取り消されるものではない。
- ・不穏当発言者による発言取消し申し出がなされ、議会で許可して発言取消しの効力が生じる。

サ 閉会中における発言取消し

- ・発言取消し申し出期間—閉会中における継続審査中の委員会において不穏当発言がなされた場合、当該発言を行った日に発言取消しの申し出が必要
- ・懲罰動議の提出における留意点—不穏当な言動に対する懲罰動議の提出は事実上不可能(懲罰事犯の日から起算して 3 日以内に定例会または臨時会を招集するとは現実的に困難)

シ 発言取消しと当該発言に対する議員の責任の関係

- ・発言の取消しが議会において許可されれば当該発言は最初から発言がなかったこととなる。
- ・発言取消しの効果によって、当該発言に対する発言した議員の責任は消滅しない(懲罰を科せることができる)。

(5) 不穏当な言動に対する議会の対処方法について

- ・地方自治法 133 条による侮辱に対する処分要求(相手が特定される場合)
- ・地方自治法 134 条による懲罰(3 分の 1 以上の発議による対応)
- ・刑事または民事による訴訟(個人で起こす)

(6) 議員の発言に対する法的責任について

- ① 正当な職務行為による発言に対する責任
- ② 違法な職務行為による発言による責任

(7) 懲罰について

ア 意義と対象

- ・ 意義—議会の秩序違反者に対する制裁
- ・ 対象—自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例等に違反した議員（議会外での活動に対しては対象とすることはできない）

イ 懲罰の種類

- ・ 公開の議場における戒告—議長から当該議員に対し懲罰に該当した行為につき、将来を戒める旨の申し渡しをする。
- ・ 公開の議場における陳謝—被処分者が、議会の決めた陳謝文を朗読すること
- ・ 一定期間の出席停止—会期中の一定期間、被処分者の本会議及び委員会への出席を停止すること
- ・ 除名—議員の身分を剥奪すること

ウ 懲罰動議の取り扱い

- ・ 提出要件・議決要件—議員定数の8分の1以上の発議（処分要求は1人で可）で出席議員の過半数で決定（除名の場合は議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の同意が必要）
- ・ 提出期間—懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出（秘密漏洩は例外）
- ・ 委員会付託—懲罰特別委員会が自動設置され、付託省略は不可（坂戸市にはない）

エ 令和2年11月25日最高裁判決

地方自治法134条・135条に基づく出席停止の懲罰は、住民代表としての責務を負う公選の議員に対し、議会がその機能において科する処分であり、これが科されると当該議員はその期間会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を果たすことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。

このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。

(8) 質疑応答

問 議会のインターネット中継と会議録との矛盾が生じることについて。

答 インターネット中継はリアルタイムで行うため（取り消し等）措置のとりようがない。中継と会議録と比較して乖離がでるのは仕方ない。あくまでも議会の公文書は「会議録」である。

問 本市では会議規則の改正により、議長の権限で「発言取消し」で会議録に記載しないことが可能となったが、会議録に載せないのは問題がないか。

答 発言取消しの命令が下されている場合は、会議録に載せないのが正当である。

問 議員の一般質問等で「目玉の～」のような発言に対し指摘があったが、見解は。

答 個人的な見解として、問題がないとは言えないのでは。不穏当発言かどうかは社会常識で判断するしかない。人によっては不快に思うかも知れないと、議員は敏感に反応することが重要だ。議員の発言は重い。本来議員は市民の代表、市民の鑑であるが、実際には市民を超越している。

議員は、住民から求められるものは高く、大きい。

問 本議会では、過去に政治倫理審査会を開催する事案が生じたが、問題の対象となった議員が全員同じ会派に所属していたため、審査会の発足を見送った経緯がある。委員の構成についての見解は。

答 政治倫理審査会が機能不全の場合には、審査会の委員は議員ではなく第三者による構成が望ましい。自律できる場合（最近はこのケースが多い）は構成を議員とすることがある。ただし、議員による構成が無理と判断した場合は、川越市等の事例のように、第三者による構成が望ましいのではないか。

5 感想・所見

令和4年度に引き続き廣瀬和彦氏を講師に招いて、坂戸市議会議員研修会を実施できたことに心より感謝するとともに、全議員が同時に貴重な講演を受けたことに大きな意味があったと感じている。

今年度の内容は「議会のコンプライアンスについて」であったが、坂戸市議会において今最もタイムリーな内容で、大変勉強になった。議員が守るべき政治倫理について氏は「議員は直接選挙で選ばれ住民から負託を受けた選良であり、良識や常識を持ち合わせている前提が法律上想定されている。いわゆる性善説によって成っている。」と説明した。しかし、その大前提が根本から覆される問題が本市議会でも常に生じている。

議員には、発言の自由の原則が保障されているのは言うまでもないが、議会の品位を重んじなければならないのは至極当然である。しかし、一部の議員の不適切な発言が様々な場で繰り返され、ときには、自分の意見や主張が通らないことに腹を立て「裁判を起こす」と言って立ち上がるなど、耳を疑うような言動があったことも残念ながら事実である。その他にも、公職選挙法に抵触するような行為を行った議員など、議員の品位や資質が根本から問われる問題が頻発している。その結果、「議員辞職勧告」が可決することが何度もあり、何回も勧告を受けた議員がいる。他議会から見れば、辞職勧告が連発される坂戸市議会は異常と見られているかも知れない。しかし、こうした事案が発生する度に残りの多くの議員は、市民に負託を受けた議員として恥ずかしくない結論

を示すために、代表者会議や議運、全員協議会等膨大な時間を費やし事案と真摯に向き合ってきた。様々な法や坂戸市議会政治倫理条例など議員自ら定めた倫理に照らし問題を明確にしながら、その時にできる最も正しい判断を示してきたと多くの議員が納得している。そして、今回の研修によって、これまで起きた様々な事例における判断が正しかったことが明確になったことは本当に良かったと感じる。ただし、違う手法をとることができたことも学ぶことができた。

今回の研修で多くの議員が改めて、議員の責任の重さを実感し今後の議員活動の糧にすることができたと感じるが、研修で語られた内容の趣旨を理解せず、一部を切り取って自らの態度を反省し、戒めることをしない議員が絶対にでないことが、二度にわたり貴重な講義をしてくださった講師へのご恩返しになることは言うまでもない。

これからも住民に信頼される議会・議員であるために、襟を正し誠実に真摯に臨む決意である。

以上



令和 5年11月24日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党

代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和5年 10月24日(火)～10月26日(木)

2 参加者氏名

古内 秀宣	藤野 登	柴田 文子	野沢 聖子

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
山口県下関市 ふくふくこども館	「次世代育成支援拠点施設管理運営事業について」
福岡県北九州市 西日本総合展示場	全国市議会議長会研究フォーラム IN 北九州

4 概要

別添のとおり

次世代育成支援拠点施設管理運営事業について

視察研修結果報告

1 日 時 令和5年10月24日（火） 14:00～15:30

2 行 先 山口県下関市「ふくふくこども館」

3 内 容 次世代育成支援拠点施設管理運営事業について

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、山口県下関市「ふくふくこども館」を訪問し、次世代育成支援拠点施設管理運営事業についての視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

（1）下関市及びふくふくこども館について

○下関市の概要

- ・山口県の西部。本州の最西端にある関門海峡に面する港湾都市。
- ・人口247,535人（令和5年10月末日現在）
- ・明治22年、日本で最初に市制施行した31市の1つとして「赤間関市」として市制を施行。明治35年に「下関市」と改称した。
- ・平成17年に菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町と合併し新「下関市」が誕生し中核市へ移行。

○ふくふくこども館について

- ・山口県下関市竹崎町4-3-3 JR下関駅ビル3階
- ・開館時間10:00～18:00 休館日：毎週水曜日 入館料：無料

（2）次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」管理運営事業について

ア 目的

- ・次代を担う子ども達を多世代で育み、もって子どもの健全な育成と子育てをしている家庭の支援を図る。

イ 施設の概要

- ・名称 ふくふくこども館
- ・構造 鉄骨造
- ・面積 駅ビル3階フロア全体（市の区分所有）
- ・無料スペース プレイランド、交流スペース・クリエイティブランド、相談室
- ・有料スペース 多目的室、こども一時預かり室

ウ 運営形態 指定管理 指定管理者：下関こども未来創造ネット（共同事業体）

- ・スタッフ 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団 14名
NPO法人 下関子ども・子育てネット 6名

エ 利用状況（令和4年度）

- ・来館者数 93,610人（市内76.5%、市外23.5%）
- ・こども一時預かり利用実績 353人
- ・多目的室 144件 3,484人（全面・大・小合計）
- ・相談件数 1,635件（巡回：1,149件、個別等486件）

オ 事業経過

- ・平成15年 1月 JR鉄道関連施設整備推進協議会設置
- ・平成17年 2月 「下関駅舎改築プラン作成協議会」発足
- ・平成17年12月 「下関駅にぎわいプロジェクト」基本構想の公表
- ・平成20年12月 「下関駅にぎわいプロジェクト」基本計画の公表
- ・平成22年 3月 「下関駅にぎわいプロジェクト」公益施設基本構想の策定
＊プロジェクトの中に次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」が含まれる
- ・平成24年12月 JR下関駅ビル工事着工
- ・平成25年 8月 名称「ふくふくこども館」に決定
- ・平成26年 3月 JR下関駅駅舎完成、ふくふくこども館オープニングセレモニー
- ・平成26年 4月 ふくふくこども館供用開始

カ 施設概要

○プレイランド

- ・下関の海をイメージした、就学前の子ども達の楽しい遊び場。
ふくファミリーボールプール、ゆらゆら関門橋、イカタコ工作コーナー
マンボ校長のごっこコーナー、クマノミ親子の赤ちゃんサンゴ礁コーナー
リュウグウコーナー

○交流スペース・クリエイティブランド

- ・下関市の床地図を囲んで、子どもから大人まで気軽に集えるスペース。壁には下関市ゆかりの詩人金子みすゞの詩が並ぶ。
クリエイティブスクエア、ライブラリラグーン、ふくふくギャラリー、くじら監督
発電

○多目的室

- ・様々なプログラムを実施するほか、貸室としても利用できる。

○こども一時預かり室

- ・専任保育士が常駐
対象：6ヶ月～6歳（未就学児）

○相談室

- ・子どもや子育てに関する相談を専任スタッフが随時受け付け。原則無料。

5 所感

「ふくふくこども館」は下関駅周辺整備事業（にぎわいプロジェクト）の整備計画に基づき、次世代育成支援拠点施設管理運営事業として多額の建設費用と管理経費を投入し運営されている。駅ビル3階フロア全体が下関市の区分所有で、広さは2,676.38㎡程もある。

無料で子どもを遊ばせる屋内施設にこれ以上の施設は聞いたことも見たこともない。まさに竜宮城のような夢の施設だった。これほどの施設の利用対象者が未就学児とその保護者と聞いたときは少しもったいないと感じたが、実際に視察し館長の説明を伺い、納得することができた。確かに子どもを飽きさせない多様な遊具や道具が揃っていて子どもを遊ばせる施設と思われるが、施設運営の一番の目的は気軽に子育ての相談を受けることにあった。

一時預かりを利用して、保護者がリフレッシュする時間をとったり、急な用事ができても安心して子どもを預けられるなど、核家族化が進む時代にこんなうれしい施設はない。また、保育士の資格を持つ専任スタッフが常駐し個別の相談はもちろん、館内で遊ぶ親子の様子に気を配り、巡回での相談を増やすことで令和4年度の全体の相談件数は、前年度から1,000件以上増加した。

子育てにおいて特に未就学までの間は、子育ての大変さを実感する時であり辛い時である。こうした悩みや辛さを抱えている保護者に、子どもと共に安心して過ごせる時間と空間を提供してくれるこの施設の果たす役割はとても大きく、保護者に寄り添うためにこの施設があるのだと実感した。多いときは1日に150人以上の親子連れが来場し、事故が起きないよう気を配ることが多いようであるが、いつでも来れる居場所があることは、子育て家庭にとってこれほどうれしいことはない。土日には4割以上が市外・県外からも利用者が来るのも納得できる。

本市を含む多くの自治体が「子育てしたいまち」を目指し、子育て世代の施策を行っているが、施設や居場所づくりが確保・提供できる所は少ない。今回視察させていただいた下関市の取組は大変貴重であり先進的事例である。本市も、北坂戸地区まち・くらし再生事業の整備計画が始まっている。にぎわいの創出とともに、子育て世代が安心して過ごせる居場所づくりになるよう注視するとともに、視察で学んだことを今後の活動に活かして参りたい。

第18回 全国市議会議長会研究フォーラム参加調査結果報告

- 1 日 時 令和5年10月25日（水）13:00～16:50
令和5年10月26日（木） 9:00～11:00

- 2 行 先 福岡県北九州市 西日本総合展示場 新館

- 3 テーマ 統一地方選挙の検証と地方議会の課題

- 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、福岡県北九州市を訪問し、第18回全国市議会議長会研究フォーラムに参加し、研修を行った。

研修は次のとおりである。

- (1) 第1日目 10月25日（水）

ア 開会式

主催者挨拶	全国市議会議長会会長	神戸市会議長	坊 恭寿氏
開催地挨拶	北九州市議会議長		田仲常郎氏
来賓挨拶	福岡県北九州市長		武内和久氏

イ 基調講演

「躍動的でワクワクする市議会に」

大正大学教授・地域構想研究所所長 片山善博氏

- (ア) 地方議会をめぐる現状とこれまでの地方議会改革を検証する

- ・地方議会の存在が岐路に立っている。

本質的には、議会が中心だが、現実的には執行機関が中心である。

- ・議会への関心が薄い。投票率の低下。なり手不足等由々しき問題である。

- (イ) 日本の地方議会に欠けていることは何か？

- ・自治体DX・GX

本当にDXになっているか。

デジタル化に終始していないか。

大きく変わって、住民の負託に応えるものなのか。

議会改革も同様に、ガラリと議会を取り巻く環境が変わったのか。

残念ながら無いに等しい。

住民の目線で見るときに本来あるべき要素が欠けていることが3つある。

- ① 議場での公開の真剣な議論がない
- ② 税の議論が一切ない
- ③ 住民の声が聞こえない（住民参加がない）

- ・議案、予算案の審議・・・議会が動いて予算が動くか。
事前に説明を受けてそこで注文をつけることもあるが、表ではやれていない。市民からは見えない。
- ・中学校の校舎がボロボロ。財政的に順番待ち。・・・これは無責任。
お金がないので当たり前。では税率を上げればいいのか。そういう議論がなされない。
さっさと議案を通さずに、一つ一つ丁寧に進めることが大切である。

(ウ) 現行の議会の権限を活用してもっと積極的に取り組むべきこと
現行の制度でも、議会はもっとやれることがある。
執行部の説明を鵜呑みにしない。
行政は嘘をつかないが、うまく言うことは多い。
議場に関係者、当事者を連れてくればよい。執行部の裏を取る。

(エ) 議会の常識と市民の常識をすり合わせる－市民が首を傾げることは

(オ) 今振り返って議会に感謝していること
鳥取県は議員立法で平成12年12月、全国で初めて『鳥取県男女共同参画推進条例』を制定。県職員男女比5：5もしくは4：6に。都道府県で女性管理職1位に。
男性職員に育児休暇を取る条件でその体験談を話す機会を与えた。それが活きている。
県庁の中では、議会の後押しもあり、男性育児休暇取得1位。消防長も育児休暇を取得。
当時の議長の英断に感謝している。

ウ パネルディスカッション

「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」

■コーディネーター

谷 隆徳 氏 [日本経済新聞編集委員]

■パネリスト

勢一 智子 氏 [西南学院大学法学部教授]

辻 陽 氏 [近畿大学法学部教授]

濱田 真理 氏 [Stand by Woman 代表]

女性議員のハラスメント相談センター共同代表]

田仲 常郎 氏 [北九州市議会議長]

・谷氏

統一地方選挙を振り返る

投票率低下。なり手不足が顕在化しつつある。

今回の大きな特徴・・・女性議員の増加

市議会 当選者1,457人 全体の22%

女性当選者が多い市議会 ①千葉県白井市55.6% 10人(定数18)

②兵庫県宝塚市53.8% 14人(定数26)

女性の割合が最大に

・勢一氏

依然として無投票当選が多い 市議会 237人(全体の3.6%)

兼業の緩和など法改正が必要。

人口減少、高齢者人口が増え、人口ピラミッドが崩れている。

人口の多い世代ほど投票率が高い。

そして無投票や定員割れが起きている。

有権者の心は離れている。

第33回次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」に

➡第3 議会の位置づけ等の明確化

➡「議会が果たす役割、議員の活動のあり方等を含めて、住民との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組は数多くの地域でみられる。その上で、議会の目指すべき姿が議会基本条例などの形で定められることもある。これらは、議会の活性化に向けて、住民とともに持続的な取り組みを行っていく観点から意義があるものと考えられる。」

議会基本条例のアップデートを

➡「・・・議会がその重要な役割・責任を十分に果たすよう、議会や議員がそれぞれの立場において、その重い役割や責任を自覚することが何よりも重要である。」

人口減少社会における地方議会の役割

➡限られた地域資源をどう活かすか。地方議会の役割は大きい。

多様な人材の議会への参画

➡より多くの人が議員になるために

多様な経験をした多様な世代が多様に参画する議会

社会経験を活かせる議会へ + 議員経験を活かせる社会へ

社会全体の変革を

- ・辻氏
 - 多様な地方議会・・・人口規模が大きい自治体と小さい自治体とを同じように語るべきか。
 - 二元代表制でどのように役割を果たすべきか。
 - 多くの議会の議員報酬が少なく議員専門化が難しい。
 - 議員のなり手不足問題における小規模自治体の課題
 - ・人口規模が大きな自治体では、議員報酬だけで生活できる。つまり「専門化」できるが、そうでない自治体では「兼業」しないと生活できない。
 - ・首長と議会とが同じ住民の代表として対峙する「二元代表制」としての理想は、議会議員についても議会活動に専念できる「専門化」の環境を整えること。
 - ・議員報酬を増額することは困難。議会事務局職員の数も人口規模が小さいほど少ない傾向にあり、議員による政策調査や立案をサポートする機能にも限界。
 - 政務活動費の額も少ないか不支給。
 - 個人の持ち出しが増えれば、活動に支障が出る。
 - 結論として、小規模自治体において議会活動に専念することには相当な困難がある。
 - 議員のなり手不足問題における大規模自治体の課題
 - 大規模自治体では、大選挙区制から中選挙区制に。
 - 政令市でなくても、人口規模が大きいほど政党化する傾向。
 - 定数が大きいほど、特定の 이슈（子育て、図書館、障がい者など・・・）に注目した議員も当選しやすい。
 - 大規模自治体ほど、広報費に多額を支出する傾向がある。新人候補に圧倒的に不利である。
- ・濱田氏
 - －ハラスメントの実態から考える－
 - 女性議員へのハラスメントが多い。
 - 地方議員に対するハラスメントの現状
 - 立候補を検討中、または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けた人は、
 - 全体の 61.8% 男性の 58.0%、女性の 65.5%
 - 議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント
 - SNSでの男女ギャップが大きい。
 - SNS、メール等による中傷、嫌がらせ
 - (女性 22.9%、男性 15.7%)
 - 選挙中の非難、怪文書
 - 同僚議員から机を叩かれる
 - 有権者からの付きまとい、罵倒など。

自治体のハラスメントに関する条例制定

現在 33 条例

- ・自治体職員のハラスメントの防止等については、通常、自治体の要綱や規程等において定められており、議員については政治倫理条例で規定する政治倫理基準において定められているものがある。しかし、職員や議員のハラスメントの防止等に関して、単独条例を制定している自治体がある。

(地方自治研究機構より)

- ・条例ごとにハラスメントの対象者はバラバラ
 - ・特別職を含む職員・議員によるハラスメント・・・狛江市、五戸町、池田市、曽於市、大和市
 - ・特別職の職員・議員によるハラスメント・・・あさぎり町
 - ・議員によるハラスメント・・・川越市、忠岡町、七戸町、東松山市、世田谷区、中間町、吉野川市、四日市市、えびの市、恵庭市、人吉市、本巢市、柏市、洲本市等

相談体制や議会内のルール作りが重要

何か起きた時に個々人で解決するのではなく、仕組みの中で解決できるようにしておく。政党や各議会での相談窓口や第三者機関の設置などが、今後必要になって来る。

国会議員は公設秘書がいる。しかし地方議員はいないので、1人で対応せざるを得ない。

被害も拡大しやすい。

相談体制や議会内のルール作りが重要。

広域的なハラスメント相談窓口を設置してほしい。

民間企業では法律で設置が決められているが、実際の相談は少なく1割に満たない。

透明性のある相談体制。個人情報保護の観点から狛江市の相談体制は参考になる。

・田仲議長

議会報告会ではなくカフェトークを導入

「第4回のカフェトーク in 九州～議員とまちを語ろう～」では、参加者、アンケートともに増えている。

ドリームサミット（中学生議会）

平和のまちスタディツアー～議会棟視察～

選挙体験など

主権者教育の舞台にも参加している。

北九州市における議員立法（政策的なもの）

- 1・北九州市商店街の活性化に関する条例
- 2・北九州市中小企業振興条例
- 3・北九州市子ども読書活動推進条例
- 4・北九州市官民データ活用推進基本条例
- 5・北九州市子どもを虐待から守る条例

「子ども基本条例」検討会を開催中。

これからも広げていきたい。

埼玉県議会自民党の例「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案」をあげて、市民の意見を聞く仕組みがどうなっているのか・・・北九州市議会では、条例案を出した時点で市民意見を踏まえている。

議会が何をやってどのようにしているのかそれを表す努力が必要である。

国法よりも住民にとって条例の方がより身近で重要。

北九州市議会のように肌で住民がわかる取組が大切である。

(2) 第2日目 10月26日(木)

ア 課題討議

【テーマ】議員のなり手不足問題への取組報告

■コーディネーター

江 藤 俊 昭 氏

[大正大学社会共生学部公共政策学科教授]

■パネリスト

辻 弘之 氏

[登別市議会議長]

たぞえ 麻友 氏

[一般社団法人WOMAN SHIFT理事
目黒区議会議員]

永野 慶一郎 氏

[枕崎市議会議長]

・江藤氏

無投票当選者の増加、多様化の欠如（年齢構成・性別・職業等）、投票率の低下、といった地域民主主義の問題、地方政治の問題に果敢に挑戦された方々から、その実践を紹介していただき、今後の課題と今後の提言を議論する。

- ① 議員のなり手不足問題の具体的な取組
- ② 議員のなり手不足への取組の成果と課題
- ③ 議員のなり手不足を克服するための地方議会への提言

- ・辻氏 全国議会改革度ランキング1位
「なり手」を育てる 地方議会未来への種まき研究会～地方議員養成講座～
GREENSEED21
戦後50年目の1995年 北海道庁職員と地方議会が集い結成。
「地方で生きる人たちの幸せ」のために「自らが行動を起こし・改善する」活動をしている。
理論だけではなく住民も交えて研修している。
地方議員養成講座
なり手だけでなく、今抱えている課題を解決手段としての議員という位置づけ

- ・たぞえ氏 WOMAN SHIFT
3つの課題とWOMAN SHIFTの事業
 - ① そもそもなろうと思わない
議員を知らない・・・魅力が伝わらない
 - ② なり方を知らない
特殊な世界、実際の仕事内容を知らない
 - ③ なってもやめてしまう
独特のルール、男性社会、政策実現ができない
政策を共有する場・・・横のつながりがない
- 女性議員 住所非公開：住民票住所をホームページでも公開されてしまうので安心して暮らせない
- 途中で結婚した場合
旧姓使用：今までなじみがある旧姓使用の難易度が高いので自分らしく働けない
知名度のある旧姓が使えない場合、当選確率が下がる懸念がある
2020年7月に当時の高市総務大臣に提言を提出⇒通知を出してもらう

- ・永野氏 無投票選挙の克服を目指した4年間の歩み
枕崎市・・・人口2万人のまち
令和5年5月1日から枕崎市議会議員12名（うち4名は女性議員）
市議会に対する市民の声を聴くためアンケート調査を実施

発送数 1, 0 0 0 枚 回答数 3 0 6 枚 回答率 3 0 . 6 %
アンケートを取るが若い世代の回答率が低い
現在の報酬額 (2 7 5, 0 0 0 円) では議員を目指そうとは思わない
が一番多く 4 3 % となった

議員を減らすべきであるが 5 0 % を占めた
「議員定数を減らすべき」が 5 0 % 超え、現在の定数 1 4 名から 2 減
1 2 名に
無投票回避に向け定数減を決断
議員定数を 1 2 名に
議員報酬はコロナ渦の状況を勘案し、「現状維持」とする

議会のことを知らないと定数減、報酬減になりがちである。

イ 閉会式

5 感想・所見

第 1 8 回全国市議会議長会研究フォーラムのテーマは「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」である。

1 日目の基調講演では、大正大学教授片山善博氏がご自身の知事時代の体験を織り交ぜながら「躍動的でワクワクする市議会に」との講演をしてくださった。

その中で『教育委員会にもっと目配りをしてほしい。義務教育は疲弊している。不登校人数は 3 0 万人。教師が忙しすぎる。教師のなり手不足も深刻化。県での募集が難しくなっている。多忙化の解消がなされていない。』

文部科学省ではない。学校長、市の教育委員会である。教育委員会がシャンとしないのは議会の責任である。議会が委員会審査を省略して全員賛成では変わらない。』との発言があった。また『さっさと議案を通さず、一つ一つ丁寧に進めることが大切』とあった。

本当に重要な視点である。

市民目線で見た時に本来あるべき 3 要素

- ① 議場での公開の真剣な議論がない
- ② 税の議論が一切ない
- ③ 住民の声が聞こえない (住民参加がない)

を大切にしていきたい。

パネルディスカッションにおいて辻氏の分析が人口規模により具体的に統計がとられていたのに驚いた。

坂戸市議会では平成 2 4 年 3 月に坂戸市議会基本条例、平成 2 4 年 9 月に坂戸市議会議

員政治倫理条例を先輩議員の方たちが議会改革の中で制定してくださった。

濱田氏が取り上げていたハラスメント条例については、坂戸市議会においても取り組まなければならない課題である。今後、議会が一つになって取り組んでいきたい。

まずは私自身の議員力の向上、そして自己研鑽を忘れず、今回の研修で受けた様々な取組事例を参考に坂戸市議会に活かしていきたい。